

下水道事業の現状

町の下水道事業は、昭和58年から熊本北部流域関連公共下水道として下水道施設の整備に取り組んでいます。処理区域内の汚水処理人口普及率は、平成22年度末で97・1%、水洗化率(接続率)は93・8%です。また、雨水処理について、雨水処理区域内の整備率は61・3%です。

今後も環境保全、公衆衛生の向上など、安全・安心なまちづくりを目指し、汚水や雨水処理施設の整備拡充に取り組んでいきます。

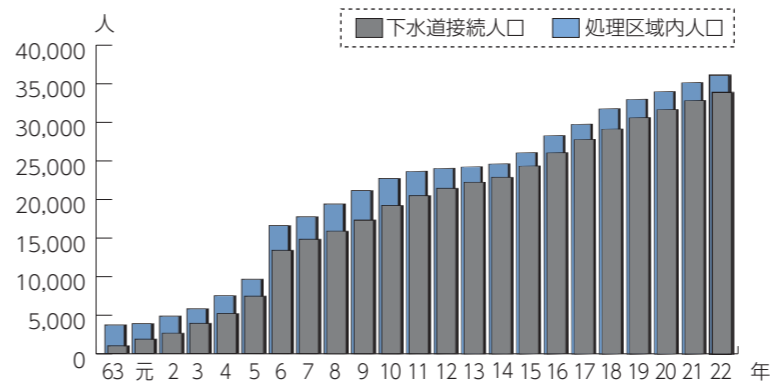
下水道事業の経営面では、汚水処理事業に係る経営の柱は、使用者の皆さんが支払われる下水道使用料です。汚水処理費用(維持管理費+企業債元利償還費)は、下水道の公共性を考慮して、一部について一般会計繰入金(税の投入)が認められていますが、汚水処理費の大半は受益者負担の原則に基づき、使用料収入によって賄われなければなりません。

しかし、現在の使用料金体系によ

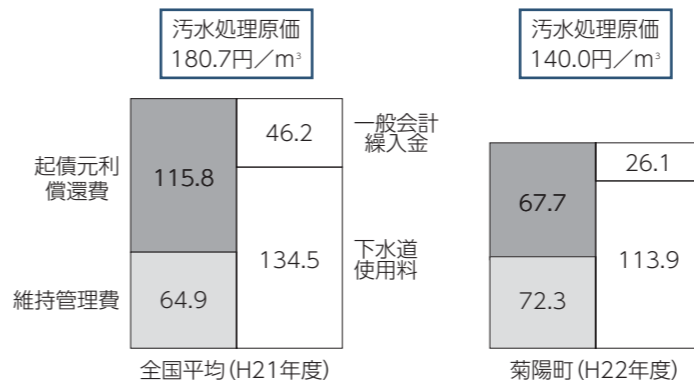
菊陽町の下水道事業では、4月から企業会計方式に移行しました。今回は、町の下水道の現状と企業会計方式についてご説明します。

る料金収入では、全ての汚水処理費用が賄われているわけではなく、不足する部分については、一般会計からの基準外繰入金が充てられています。

下水道接続人口の推移



汚水処理原価と使用料単価(汚水1m<sup>3</sup>当たり)



汚水処理にかかる費用の内訳

左の図は、汚水処理原価にかかる費用の内訳と財源の構成を示したものです。

町では、平成22年度決算時で1m<sup>3</sup>当たり汚水処理原価は140円と、<sup>※1</sup>類似団体と比較しても少ない単価となっています。これは、<sup>※2</sup>流域下水道事業として、複数の自治体によって処理場を運営していることで維持管理費の単価が抑えられているからです。また、使用料単価では、全国の平均から見ても少ない使用料金の設定となっています。

4月から官庁会計方式から企業会計方式へ移行しました

これまで、公共下水道事業は、歳出の抑制に重点を置いた官庁会計方式(単式簿記)で経営を行ってきました。官庁会計方式は現金収支の把握という面からは優れた仕組みですが、下水道の資産や負債といった現金以外の資産情報や維持管理費用の情報など、経営の実態を明確な形で町民の皆さんに公表することなどが十分ではありませんでした。

今後は、公共下水道事業と農業集落排水事業を一つの経営体とし、会計方式を経営管理に適した企業会計方式(複式簿記)で経理処理を行っていきます。これにより、企業経営の実態を、損益計算書や貸借対照表などの財務諸表を通して町民の皆さんに分かりやすく公表し、<sup>※3</sup>総括原価

方式に基づいた適正な使用料金体系の構築に関して、使用者の皆さんに理解を求めていきます。結果として、下水道事業に対する一般会計からの基準外繰入金金の抑制につながるようになります。

なお、雨水処理施設の維持費用は、下水道使用料金の対象原価には含まれません。町民の生活がある限り、下水道事業は永遠に継続されなければなりません。<sup>※4</sup>企業会計方式は、事業の維持費用を使用料という売上で賄い、また設置費用を使用料に付加して長期に渡って回収し、事業継続のための再投資へ回していくという「企業の形態」をとっていくものです。町の下水道事業は、「見えない下水道」から「見える下水道」へと施策の転換を図っていきます。

下水道への接続をお願いします

下水道の建設には多額の費用が必要ですが、そのうちの約半分は企業債(長期借入金)によって賄われています。町民の皆さんにできるだけ早い段階で下水道への接続をしていただくことで、投下資本の回収率が良くなり、下水道の効率的な経営が図られ、借入金返済にかかる町の財政負担を少なくすることができます。

しかし、高齢者世帯の増加や経済的な理由などで、下水道への接続がなかなか容易ではない状況も見受けられます。町では、高齢者世帯や低所得者向けのくみ取り便所および単独し尿浄化槽の改造工事に係る補助制度(水洗便所普及促進事業費補助金)なども設けていますので、接続を計画し、制度の活用を検討したい人は、ご相談ください。

雨水処理の仕組み

公共下水道は、家庭やオフィス・学校などから排出された汚水処理と、道路に降った雨水などによる浸水を防止するため、雨水を集めて河川に放流する役目があります。

雨水の処理は、汚水の管とは別に雨水管を通して、道路に設けられた柵から雨水処理施設に運ばれます。



▲雨水管渠敷設工事状況

▶汚水マンホールと雨水集水柵

雨水調整池は集中豪雨などによる洪水を防ぐ役割を持っており、下水道課が所管し管理する調整池は町内に7カ所あります。



▲石坂調整池(都市部の雨水処理施設)

町の下水道処理



▲熊本北部浄化センター水処理施設 菊陽町内から排出される汚水の最終処理場



▲白水浄化センター(農業集落排水事業) 処理対象人口:1,030人 受益戸数:217戸



▲汚水の水質検査 企業などの特定事業場から排出される汚水の水質検査

用語解説

- ※1 類似団体 汚水処理区内人口規模が1万人から5万人で、下水道の供用が開始されて15年以上が経過した都市。
- ※2 流域下水道事業 熊本市北部に隣接する市町(熊本市・合志市・菊陽町)により個々に整備された公共下水道の汚水のみを収集し、一括処理する事業であり、施設の設置と管理は熊本県が行います。
- ※3 総括原価方式 総括原価主義といい、下水道施設の償却費、維持管理費、支払利息その他の費用のほか、適正な利潤と施設の建設のために発行された企業債の償還額を含めたものを下水道使用料の対象経費として、適正な原価を定めるものです。
- ※4 企業会計方式 会計処理を、現金収支の有無にかかわらず取引の発生の実実に基づいて記録整理する会計方式を採用し、複式記帳の法則により整理した結果を、損益計算書や貸借対照表などの財務諸表により財政状態や企業の経営情報を町民の皆さんに分かりやすく提供することができるものです。